

就学前障害児通所支援利用児童に対する多子軽減について

平成 26 年 4 月サービス利用分より、市町村民税課税世帯のうち第 2 子以降の乳幼児にかかる利用者負担が軽減されます。

※障害児通所支援のうち多子軽減措置の対象となるのは、児童発達支援・医療型児童発達支援・居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援となります。

以下の要件を満たしている場合には、多子軽減措置が適用されます。

- (1) 市町村民税課税世帯のうち、市民税所得割合算額が 77,101 円以上の世帯で障害児通所支援事業利用児童の未就学の兄・姉が、幼稚園等（注）に通っている、もしくは障害児通所支援児童通所支援を利用している場合

（注）幼稚園等とは、幼稚園、特別支援学校の幼稚部、保育所、認定こども園、情緒障害児短期治療施設、特例保育又は家庭的保育事業等を指します。

※通園証明書が必要になります。

- (2) 市町村民税課税世帯のうち、市民税所得割合算額が 77,101 円未満の世帯で、通所給付決定保護者と生計を同一にする兄または姉がいる就学前の障害児通所支援を利用する場合

多子軽減の利用者負担額

表 1・表 2 を比較し、低い方の額が利用者負担額となります。

（表 1）利用者負担上限月額

生活保護世帯 市町村民税非課税世帯	0 円
市町村民税課税世帯 （所得割 28 万円未満）	4,600 円
市町村民税課税世帯 （所得割 28 万円以上）	37,200 円

（表 2）多子軽減措置適用後利用者負担額

	対象者	多子軽減措置適用後の 利用者負担額
1	兄又は姉が保育所等に通う就学前の 障害児通所支援利用者のうち第 2 子	障害児通所支援 総費用額の 100 分の 5
2	兄又は姉が保育所等に通う就学前の 障害児通所支援利用者のうち第 3 子以降の者	0 円

〈参考〉

多子軽減措置対象者以外は、総費用額の 100 分の 10 の額と、表 1 の利用者負担上限月額を比較し、低い方の額が利用者負担額となります。

【軽減例】

1. 市町村民税所得割額 77,101 円以上 280,000 円未満の世帯（負担上限月額 4,600 円の世帯）で、第 1 子が幼稚園に通園し、第 2 子が障害児通所支援を利用するケース
1 か月の通所支援にかかった総費用額 50,000 円（ただし、おやつ代等は含まない。）

第 2 子負担軽減適用後の月額： $50,000 \text{ 円} \times 5/100 = 2,500 \text{ 円}$

※利用者負担上限月額 4,600 円

⇒決定利用者負担額 2,500 円

2. 市町村民税所得割額 77,101 円以上 280,000 円未満の世帯（負担上限月額 4,600 円の世帯）で、第 1 子が幼稚園に通園し、第 2 子が障害児通所支援を利用するケース
1 か月の通所支援にかかった総費用額 100,000 円（ただし、おやつ代等は含まない。）

第 2 子負担軽減適用後の月額： $100,000 \text{ 円} \times 5/100 = 5,000 \text{ 円}$

※利用者負担上限月額 4,600 円

⇒決定利用者負担額 4,600 円

3. 市町村民税所得割額 77,101 円未満の世帯で、未就学児に限らず保護者と生計を同一にする第 1 子があり、第 2 子が障害児通所支援を利用するケース
1 か月の通所支援にかかった総費用額 100,000 円（ただし、おやつ代等は含まない。）

第 2 子負担軽減適用後の月額： $100,000 \text{ 円} \times 5/100 = 5,000 \text{ 円}$

※利用者負担上限月額 4,600 円

⇒決定利用者負担額 4,600 円

4. 市町村民税所得割額 280,000 円以上の世帯（負担上限月額 37,200 円の世帯）で第 1 子が幼稚園に通園し、第 2 子が障害児通所支援を利用するケース
1 か月の通所支援にかかった総費用額 160,000 円（ただし、おやつ代等は含まない。）

第 2 子負担軽減適用後の月額： $160,000 \text{ 円} \times 5/100 = 8,000 \text{ 円}$

※利用者負担上限月額 37,200 円

⇒決定利用者負担額 8,000 円